

平成 25 年 7 月 5 日  
経済産業省大臣官房調査統計グループ  
統計企画室

## 「細分類 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の新設について（案）

### 1 「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の定義

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。

次の事業所については、「リラクゼーション業（手技によるもの）」には分類されない。

- ・エステティックを業とする者がその業務を行う事業所
- ・医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所
- ・手技を用いないでその業務を行う事業所

リラクゼーション業では、あくまで「手による施術」（＝手技）を基本とする。

「器具」等は、その種類を問わず基本的に使用しない。

「クリーム、オイル」等は使用することがあるが、手による施術をよりスムーズにし、また、心理的なリラクセス効果を高めるための副次的なものであって、「クリーム、オイル」等による薬剂的な効果を求めるものではない。

「ひじ」は使用するが、上記で言う「手」による施術の範囲に含まれるものと判断する。

リラクゼーション業では一般的には足による施術は行なわない。

よって、リラクゼーション業における施術は「手技を通して」行うものの範囲に限定されており、定義上の表現は「手技」のままでよく、「器具」「クリーム、オイル」「ひじ」「足」等、他の文言を追加する必要はないものと思料する。

### 2 産業の状況

リラクゼーション業の活動を行う事業所については、今後とも増加していくことが予測される事に加え、リラクゼーション業を包含するヘルスケア産業の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において、ヘルスケア産業を構成する一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。

リラクゼーション業協会データによる実地調査報告

- ・リラクゼーション業協会が平成 24 年 1 月に市場規模調査のために実施。
- ・電話帳登録件数から集計を行った、全国のリラクゼーション施設の総数（8,708 件）に対して、2つの方法により実地調査を行った。

#### （1）調査方法

- ①調査会社による各種療術施設 8,708 件に対し、電話発信調査を実施。
- ②リラクゼーション業協会の理事企業（12 社）において、一部施設への実地調査を実施。

## (2) 調査結果

### ①電話調査

- ・8,708 件中、5486 件が施設の実態が有り。(63%)
- ・5,486 件中、リラクゼーション業が主業であると回答した施設  
→4,883 件 (89%)

### ②協会の実地調査

- ・エリアを特定し、1,622 施設への実地調査を実施。
- ※調査エリア：青森県、北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、1 都 7 県(一部地域除く)、  
大阪府(一部地域除く)
- ・施設が実在しており、リラクゼーション業を主業としていた件数、958 件
- ※1,622 件のうち、59%が主業としている。

## 3 現行の日本標準産業分類における「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の分類

現行（第 12 回改定）の日本標準産業分類において、リラクゼーション業は、複数の細分類に関係すると考えられるが、主として細分類「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されていると考えられる。他に関係する細分類としては、細分類「7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業」、細分類「8099 他に分類されない娯楽業」がある。

## 4 分類新設における量的基準

### (1) 産業小分類（上位分類）の産業規模

経済センサス基礎調査（平成 21 年）調査結果

「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の細分類新設が想定される上位分類

#### ①中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」

小分類「789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」

- ・事業所数\_\_18,854

#### ②中分類「79 その他の生活関連サービス業」

小分類「799 他に分類されない生活関連サービス業」

- ・事業所数\_\_27,780

#### ③中分類「80 娯楽業」

小分類「809 その他の娯楽業」

- ・事業所数\_\_14,087

### (2) 産業小分類（上位分類）に対する量的基準

上記の 2 の調査結果のうち、(2) ①の少ない方の事業所数を用いても、いずれの産業小分類に対しても事業所数の量的基準を満たしている。

①小分類「789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に対する事業所数の構成比

リラクゼーション業	小分類 789	構成比
4,883	／ 18,854	= 25.9%

②小分類「799 他に分類されない生活関連サービス業」

リラクゼーション業	小分類 799	構成比
4,883	／ 27,780	= 17.6%

③小分類「809 その他の娯楽業」

リラクゼーション業	小分類 809	構成比
4,883	／ 14,087	= 34.7%

## 5 細分類新設案

リラクゼーション業は個人に対して提供するサービスであるため大分類「N－生活関連サービス業、娯楽業」に新設することが妥当である。本分類には

- ・中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」
- ・中分類「79 その他の生活関連サービス業」
- ・中分類「80 娯楽業」が存在する。

リラクゼーション業とそれぞれの中分類に属す既存業種を比較すると中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」が最も業種類似性が高いと思料し、リラクゼーション業を細分類 7893 として新設することとしたい。

「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」を細分類として、以下の通り新設

### 7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。

ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分類 [7892] に、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類 P－医療、福祉 [835] に分類される。

なお、手技を用いないでその業務を行う事業所は細分類 [7899] に分類される。

○ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）

×ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの） [7892]；ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの） [8359]；ゲルマニウム温浴 [7899]；リフレクソロジー [8359]